相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県塩尻市大門五番町一三四番地、最後の住所長野県塩尻市大門五番町一五―九
被相続人　亡　山辺　正一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
長野県松本市丸の内八番三号　丸の内ビル
相続財産管理人　弁護士　竹内　永浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市蛭間町字逆川東八九〇番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　佐橋　正士

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
名古屋市中区三の丸一丁目一四番七号本丸ビル四階
相続財産管理人　弁護士　北折　大地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市右京区太秦皆正寺町一八番地、最後の住所京都市南区吉祥院御池町一五番地の一　アンビエント西大路一〇六号
被相続人　亡　馬場　信介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
京都市伏見区深草大亀谷内膳町一九番地
相続財産管理人　司法書士　福井　政邦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市阿倍野区長池町一三番地、最後の住所大阪府高槻市竹の内町一番三号
被相続人　亡　篠原　照子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
大阪市北区西天満四丁目九番一二号リーガル西天満ビル七〇三
相続財産管理人　弁護士　藤井　伸介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県天草市中央新町五一四番地一、最後の住所大阪府大阪市住吉区苅田二丁目一三番二五―二〇五号　被相続人　亡　田中　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル五階
相続財産管理人　生口　隆久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区駒ケ林町六丁目一〇一番地、最後の住所神戸市長田区駒ケ林町六丁目一番六号　被相続人　亡　浜田　園子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
兵庫県西宮市甲風園一丁目一〇番一号サテライトビル二　三〇二号
相続財産管理人　弁護士　福島　健太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市中区舟入本町二八六番地の二、最後の住所広島県江田島市江田島町津久茂二丁目六番二号　被相続人　亡　田坂　道江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
事務所広島県江田島市大柿町飛渡瀬三六四番地一　室伸征司法書士事務所
相続財産管理人　室　伸征

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市西谷町三番、最後の住所広島県呉市栃原町一五〇番地の二　被相続人　亡　村上　照嘉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
事務所広島県呉市中央一―四―二四　リベラル五B　弁護士法人H&C　呉駅前法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　謙治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県長門市油谷新別名一二二六番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　平川　静乃

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
山口県萩市大字西田町七〇番地
相続財産管理人　弁護士　山口　正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市門司区柳町二丁目六番、最後の住所北九州市門司区柳町二丁目六番四号
被相続人　亡　﨑山　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
北九州市小倉北区大手町五番二三―三〇二号
相続財産管理人　司法書士　河野　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県行橋市行事七丁目一一二六番地三、最後の住所福岡県行橋市行事七丁目二番一〇号　被相続人　亡　村島實恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
福岡県北九州市小倉北区金田一丁目二番一五号ソマビル二〇二号
相続財産管理人　弁護士　垣内　洋祐

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県薩摩川内市百次町一八九四番地、最後の住所鹿児島県薩摩川内市西方町三一一番地　被相続人　亡　山内　ムキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年九月二十日
鹿児島市易居町二番一一―六〇三号
相続財産管理人　弁護士　大久保俊吾

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年五月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務はマルハニチロ企業年金基金が承継しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日
東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号
株式会社マルハニチロホールディングス
確定給付企業年金清算人　御座　勉

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十四年五月一日確定給付企業年金法第八十条第三項に該当し、終了いたしました。なお、加入者等に係る給付の支給に関する権利義務はマルハニチロ企業年金基金が承継しております。当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年九月二十日
東京都江東区豊洲三丁目二番二〇号
株式会社マルハニチロ水産
確定給付企業年金清算人　御座　勉

第69期決算公告　平成24年9月20日
北海道旭川市曙1条1丁目
日本醤油工業株式会社
代表取締役社長　浅利　邦章

貸借対照表の要旨（平成24年5月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	171,698
	固定資産	52,132
	合計	223,831
負債及び純資産の部	流動負債	69,625
	固定負債	45,993
	株主資本	108,212
	資本金	13,500
	資本剰余金	9,254
	資本準備金	9,254
	利益剰余金	85,458
	利益準備金	3,375
	その他利益剰余金	82,083
	（うち当期純損失）	(634)
	合計	223,831